

政令第七十一号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項第一号、第四十条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項（二）中「（四）」を「（四の二）」に改める。

別表の一五の項（五）の次に次のように加える。

---

（五の二） 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で

定めるもの（（三）に掲げるものを除く。）

---

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項（七）中「ウラン」の下に「若しくはプルトニウム」を加える。

別表第一の四の項（十六）に次のように加える。

5 磁気方位センサー

別表第一の四の項（十八）の次に次のように加える。

（十八の二） ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電池（一の項の中欄に掲げるものを除く。）

別表第一の五の項（十六）中「、ポリアリーレンエーテルケトン」を削る。

別表第一の七の項（六）を次のように改める。

（六） 一次セル、二次セル又は太陽電池セル

別表第一の七の項（八）の次に次のように加える。

（八の二） パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタ  
ーモジュール

別表第一の七の項に次のように加える。

（二十二） 炭化けい素ウエハー

別表第一の九の項（五の二）の次に次のように加える。

（五の三） 通信妨害装置又はその部分品

（五の四） 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の

干渉を観測することにより位置を探知することができる装置

別表第一の九の項（六）中「（五）若しくは（五の二）」を「若しくは（五）から（五の四）まで」に改める。

別表第一の一〇の項（八）中「ガスレーザー発振器、半導体レーザー発振器、固体レーザー発振器若しくは液体レーザー発振器（色素レーザー発振器を含む。）又はこれらの」を「レーザー発振器又はその」に改め、同項（九）中「磁力計」の下に「水中電場センサー」を加える。

別表第一の一の項（四）の次に次のように加える。

（四の二） 水中ソナー航法装置又はその部分品（二〇及び一五の項の中欄に

掲げるものを除く。）

別表第一の一の項（五）中「（四）」を「（四の二）」に改める。

別表第一の一三の項(四)中「無人航空機」の下に「又はその部分品若しくは附属装置」を加え、同項(五)中「(三)」を「(四)」に改める。

別表第三の二中「(六)から(八)まで、(十)若しくは(十一)」を「若しくは(六)」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十年五月十五日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

国際的な平和及び安全の維持のため、プルトニウムの同位元素の分離装置等の輸出について、経済産業大臣の許可を要することとする等の必要があるからである。